

◇ 平成30年度 市民参加の対象としなかった事項一覧

- 1号 緊急を要するもの
- 2号 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- 3号 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
- 4号 軽易なもの
- 5号 市の執行機関内部の事務処理に関するもの

| No. | 対象としなかった事項 | 実施時期 | 内容 | 対象としなかった理由 | 担当課 |
|-----|---|---------------------------------|------------------------------------|------------|------|
| | | | | (条例第5条2項) | |
| 1 | 座間市基金条例の一部を改正する条例 | 平成31年3月29日から施行し、一部の規定は平成31年4月1日 | 再編交付金基金の廃止及び介護保険給付費支払基金の変更に伴う所要の改正 | 5号 | 財政課 |
| 2 | 座間市市税条例の一部を改正する条例 | 公布の日から施行し、一部の規定は関連法の施行の日 | 地方税法の一部改正に伴う所要の改正 | 2号 | 市民税課 |
| | | 平成31年10月1日から施行、一部の規定はそれぞれ定める日 | 地方税法の一部改正に伴う所要の改正 | 2号 | |
| | | 公布の日 | 寄付金控除の対象となる指定特定非営利活動法人に対する指定期間の更新 | 2号 | |
| 3 | 座間市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 | 平成30年10月1日から施行 | 早期退職募集制度の導入等に伴う所要の改正 | 5号 | 職員課 |
| 4 | 座間市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正 | 平成30年10月1日から施行 | 座間市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う所要の改正 | 5号 | |
| 5 | 座間市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 | 公布の日から施行し、一部の規定は平成30年12月1日 | 期末手当の支給割合の改定 | 5号 | |
| 6 | 座間市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 公布の日から施行し、一部の規定は平成30年12月1日 | 期末手当の支給割合の改定 | 5号 | |

| No. | 対象としなかった事項 | 実施時期 | 内容 | 対象としなかった理由 | 担当課 |
|-----|--|---------------------------|---|------------|--------|
| | | | | (条例第5条2項) | |
| 7 | 座間市職員の給与に関する条例及び座間市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 | 公布の日から施行し、一部の規定は平成30年4月1日 | 国の人事院勧告に伴う給与改定 | 5号 | |
| 8 | 座間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 | 公布の日から施行し、一部の規定は平成30年4月1日 | 座間市職員の給与に関する条例及び座間市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正に伴う所要の改正 | 5号 | |
| 9 | 座間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 平成31年4月1日から施行 | 国の人事院勧告に伴う扶養手当等の額の改定等 | 5号 | |
| 10 | 座間市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例 | 平成31年4月1日から施行 | 専決処分の報告 | 5号 | |
| 11 | 座間市印鑑条例の一部を改正する条例 | 平成31年4月1日から施行 | 自動交付機の廃止に伴う所要の改正 | 5号 | 戸籍住民課 |
| 12 | 座間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例 | 平成31年4月1日から施行 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴う所要の改正 | 3号 | 資源対策課 |
| 13 | 座間市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例 | 公布の日から施行 | 市立鳩川プールの廃止に伴う所要の改正 | 5号 | スポーツ課 |
| 14 | 座間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 | 平成31年4月1日から施行 | 保険税の旧被扶養者に係る減免の適用期間の改正 | 2号 | 国保年金課 |
| 15 | 座間市立子育て支援センター条例 | 平成31年4月1日から施行 | 市立子育て支援センターの設置等に関する条例の制定 | 5号 | 子ども政策課 |
| 16 | 座間市都市公園条例の一部を改正する条例 | 公布の日から施行 | 都市公園法施行令の一部改正に伴う所要の改正 | 3号 | 公園緑政課 |

| No. | 対象としなかった事項 | 実施時期 | 内容 | 対象としなかった理由 | 担当課 |
|-----|---|---------------|----------------------|------------|------------|
| | | | | (条例第5条2項) | |
| 17 | 座間市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | 平成31年4月1日から施行 | 公共下水道事業の認可変更に伴う所要の改正 | 3号 | 経営総務課 |
| 18 | 座間市水道事業の敷設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例 | 平成31年4月1日から施行 | 水道法施行令等の一部改正に伴う所要の改正 | 3号 | 水道施設課 |
| | | 平成31年4月1日から施行 | 水道法施行規則の一部改正に伴う所要の改正 | 3号 | |
| 19 | 座間市議会議員及び座間市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 | 平成31年3月1日から施行 | 公職選挙法の一部改正に伴う一部改正 | 3号 | 選挙管理委員会事務局 |